

◎市民税・県民税申告書の提出には、個人番号（マイナンバー）の記載+本人確認書類（番号確認書類及び身元確認書類）の提示又は写しの添付が必要です。

【本人確認書類の例】（①又は②） ①マイナンバーカード ②通知カード及び運転免許証（公的医療保険の被保険者証、パスポート、在留カード、障害者手帳等）

令和5年度分 市民税・県民税申告書記載例（1）～（3）の順で記入してください。（氏名欄・所得金額が記入できたら裏面へ。）

※令和4年中とは、令和4年1月1日から12月31日までの期間を指します。

(1) 住所、氏名、生年月日、電話番号、個人番号欄に記入してください。

(2) 所得金額を求めます。(令和4年1月～12月について)

- あなたの得た収入が、下記の「○所得の種類」のどれに該当するか確認します。
- それぞれの所得ごとに収入金額から所得金額に読み替える計算式がありますので、それによりあなたの所得金額を算出し、収入金額・所得金額それぞれを申告書第一表の「1 収入金額等」「2 所得金額」の該当する欄に記入してください。

○所得の種類 (太字は計算式)

事業所得 必要書類：収支内訳書（第二表7欄に記入でも可）

①**営業所得** 卸売業・小売業・製造業・運送業・サービス業などの個人営業による所得、医師・内職・検針人・保険の外交員などの自由業による所得

②**農業所得** 農産物の生産、家畜類の育成による所得
総収入金額－必要経費－専従者控除額
 （専従者控除がある人は第二表11欄にも記入してください）

③**不動産所得** 必要書類：収支内訳書（第二表7欄に記入でも可）
 地代・家賃などの不動産の貸付による所得
総収入金額－必要経費

④**利子所得** 国外で支払われる預金等の利子など国内で源泉徴収されないものや、同族会社が発行した社債の利子でその同族会社の判定の基礎となった株主等が支払を受けるものなどによる所得
収入金額＝利子所得の金額

⑤**配当所得** 必要書類：配当などの年間取引報告書、支払通知書など（第二表8欄に記入）
 株式などの剰余金の配当、公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託以外の投資信託などの収益分配による所得
収入金額－株式等取得のための負債の利子

⑥**給与所得** 必要書類：源泉徴収票（ない場合は、第二表6欄に記入）
 給与や俸給、賃金、賞与などによる所得
右下の「給与収入の所得金額の計算式」参照

雑所得 必要書類：公的年金の源泉徴収票、支払調書など

⑦**公的年金等** 公的年金による所得

⑧**業務** 事業ではない原稿料、印税、講演料及びシルバー人材センターからの分配金などの所得

⑨**その他の雑所得** 生命保険契約に基づく個人年金、互助年金などの他、⑦⑧以外のものによる所得

公的年金等：右下の「公的年金等の所得金額の計算式」参照

公的年金等以外：総収入金額－必要経費（公的年金以外の雑所得がある人は第二表9欄にも記入してください）

令和5年度分 市民税・県民税申告書

（あて先）本市市長 現住所 本市本庄3-5-3 業種又は職業 小売業、建設業
 1月1日現在の住所 フリガナ ホシノヨウ タロウ 電話番号 25-△△△△
 氏名 本庄 太郎 個人番号 256812098△△△△
 生年月日 昭和40年1月1日 代理人 続柄

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬ 社会保険料	国民健康保険税	200,000
	国民年金	150,000
控除	合計	350,000
⑭ 生命保険料	新生命保険料の計	60,000
	新個人年金保険料の計	80,000
控除	介護医療保険料の計	50,000
	地震保険料の計	
	⑯～⑳ 雑損控除	
	⑰ 寡婦控除	
	⑱ ひとり親控除	
	⑲ 勤労学生控除	
	⑳ 障害者控除	
	⑳ 障害者控除	
	㉑ 扶養控除	
	㉒ 配偶者控除	
	㉓ 配偶者特別控除	
	㉔ 配偶者特別控除	
	㉕ 配偶者特別控除	
	㉖ 配偶者特別控除	
	㉗ 配偶者特別控除	
	㉘ 配偶者特別控除	
	㉙ 配偶者特別控除	
	㉚ 配偶者特別控除	
	㉛ 配偶者特別控除	
	㉜ 配偶者特別控除	
	㉝ 配偶者特別控除	
	㉞ 配偶者特別控除	
	㉟ 配偶者特別控除	
	㊱ 配偶者特別控除	
	㊲ 配偶者特別控除	
	㊳ 配偶者特別控除	
	㊴ 配偶者特別控除	
	㊵ 配偶者特別控除	
	㊶ 配偶者特別控除	
	㊷ 配偶者特別控除	
	㊸ 配偶者特別控除	
	㊹ 配偶者特別控除	
	㊺ 配偶者特別控除	
	㊻ 配偶者特別控除	
	㊼ 配偶者特別控除	
	㊽ 配偶者特別控除	
	㊾ 配偶者特別控除	
	㊿ 配偶者特別控除	
	合計	1,694,000

4 所得から差し引かれる金額

1 収入金額等	事業所得	1,200,000
	不動産所得	
	雑所得	
	合計	1,740,000
2 所得金額	事業所得	550,000
	不動産所得	
	雑所得	
	合計	1,144,000
3 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	350,000
	小規模企業等掛金控除	
	生命保険料控除	70,000
	地震保険料控除	
	寡婦、ひとり親控除	
	勤労学生控除	
	障害者控除	
	配偶者（特別）控除	330,000
	扶養控除	450,000
	基礎控除	430,000
	⑬から⑳までの計	1,630,000
	雑損控除	
	医療費控除	
	合計	1,630,000

5 給与・公的年金等に係る所得以外（令和5年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の市民税・県民税の納税方法

給与から差引き（特別徴収） 自分で納付（普通徴収）

裏面にも記載する欄がありますので注意してください。

【本庄太郎さんの収入の状況】

- 令和4年中に得た収入
 - 事業収入（売上120万円、必要経費65万円）
 - 給与収入（源泉徴収票がなく1年間の総収入が174万円）
- 最初に所得の内容を申告書第二表7欄及び6欄に記入します。
 - 次に上記1.で記入した所得の内容を申告書第一表の「1 収入金額等」の欄に転記していきます。

6 給与所得の内訳

日	額	月収
1	10,000	180,000
2	10,000	120,000
3	10,000	180,000
4	10,000	180,000
5	10,000	150,000
6	10,000	150,000
7	10,000	70,000
8	10,000	150,000
9	10,000	150,000
10	10,000	200,000
11	10,000	110,000
12	10,000	120,000
合計		1,740,000

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	所得の生じた場所	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
事業	小売業	1,200,000	650,000	
合計				

事業所得・不動産所得は収支内訳書（収入、必要経費、所得金額を記入する書類）の提出が必要となります。

3. 最後に、所得を求める計算式に当てはめ、所得の計算を行います。これを申告書第一表の「2 所得金額」の欄に記入します。以上で所得金額の記入は終わりです。

事業所得：1,200,000 - 650,000 = 550,000 (所得金額)
 給与所得：1,740,000 ÷ 4 = 435,000 435,000 × 2.4 + 100,000 = 1,144,000 (所得金額)
 ⇒ つづいて、所得控除金額を求めます。(詳細については裏面へ)

【本庄太郎さんの控除の状況】

- 令和4年中に支払ったもの
 - 社会保険料関係
 - (国民健康保険税20万円、国民年金15万円)
 - 生命保険料関係
 - (旧一般生命保険6万円、新個人年金8万円、介護医療保険5万円)
- 家族構成
 - 妻：花子（昭和46年2月2日生まれ、パート収入85万円）
 - 長女：桃子（平成12年3月1日生まれ、下宿先の東京へ仕送りをしている）
 - 長男：次郎（平成19年4月1日生まれ）

⑩総合譲渡所得・一時所得 必要書類：支払調書など（第二表10欄に記入）

- 総合譲渡 土地建物、並びに株式などの有価証券（ゴルフ会員権を除く）以外の資産を譲渡したことによる所得
 （保有期間が5年を超える場合は長期譲渡、5年以下は短期譲渡）
 (長期譲渡) {総収入金額 - (取得費 + 譲渡費用) - 特別控除額 (50万円)} × 1/2
 (短期譲渡) 総収入金額 - (取得費 + 譲渡費用) - 特別控除額 (50万円)
- 一時 払込者本人が受ける満期保険金、賞金、競輪・競馬の払戻し金などの所得
 {総収入金額 - 収入を得るために支出した費用 - 特別控除額 (50万円)} × 1/2

※参考資料

年齢	公的年金等の収入金額	公的年金等所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
昭和33年 1月2日 以降生まれ (65歳未満)	～1,299,999	-800,000	-500,000	-400,000
	1,300,000～4,099,999	×75%-275,000	×75%-175,000	×75%-75,000
	4,100,000～7,699,999	×85%-855,000	×85%-535,000	×85%-435,000
	7,700,000～9,999,999	×95%-1,455,000	×95%-1,455,000	×95%-1,255,000
	10,000,000～	-1,955,000	-1,855,000	-1,755,000
昭和33年 1月1日 以前生まれ (65歳以上)	～3,299,999	-1,100,000	-1,000,000	-900,000
	3,300,000～4,099,999	×75%-275,000	×75%-175,000	×75%-75,000
	4,100,000～7,699,999	×85%-855,000	×85%-535,000	×85%-435,000
	7,700,000～9,999,999	×95%-1,455,000	×95%-1,455,000	×95%-1,255,000
	10,000,000～	-1,955,000	-1,855,000	-1,755,000

給与収入の所得金額の計算式 単位:円

給与収入合計	速算所得額
0～550,999	0
551,000～1,618,999	-550,000
1,619,000～1,619,999	1,069,000
1,620,000～1,621,999	1,070,000
1,622,000～1,623,999	1,072,000
1,624,000～1,627,999	1,074,000
1,628,000～1,799,999	×2.4+100,000
1,800,000～3,599,999	×2.8-80,000
3,600,000～6,599,999	×3.2-440,000
6,600,000～8,499,999	×0.9-1,100,000
8,500,000～	-1,950,000